

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社千里
主たる営業所の所在地	神崎郡福崎町
許可番号	(特般-01) 第459993号
許可を受けている建設業の種類	土、と、鋼、舗、し、水、解、塗、石

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年7月15日
根拠法令	建設業法第28条第1項(同法第1項第3号該当)
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社千里は、その業務に関し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等違反により、神戸簡易裁判所において罰金20万円の判決を受け、令和2年1月24日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>